

## こばやしPR大使設置規程

平成 30 年 4 月 6 日

(設置)

**第 1 条** 小林市のイメージアップや自然・歴史・文化・スポーツ・産業・観光等の振興、交流人口の増大を図るために、市の魅力を広く情報発信するこばやしPR大使（以下「PR 大使」という。）を設置する。

(活動内容)

**第 2 条** PR 大使は、次に掲げる活動を行うこととする。

- (1) 市の自然・歴史・文化・スポーツ・産業・観光等の振興、交流人口の増大を図るための情報発信
- (2) 市のイメージアップの推進に関すること
- (3) 市が主催する催し等への参加協力
- (4) その他市長が必要と認める活動

(委嘱等)

**第 3 条** PR 大使は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 自然・歴史・文化・スポーツ・産業・観光等の分野で地域を越えて活躍する本市の出身者又は本市にゆかりのある者
  - (2) その他市長が PR 大使として適当と認める者
- 2 PR 大使の選定は、各分野を所管する課等（以下「各所属」という。）の推薦を受けて、行うものとする。
- 3 PR 大使の委嘱は、適宜行うものとする。

(任期等)

**第 4 条** PR 大使の任期は、特に定めないこととする。ただし、PR 大使の申し出により任期を定めることができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、任期中であっても PR 大使を解嘱することができる。

(報酬等)

**第 5 条** PR 大使は無報酬とする。ただし、市長が必要と認めた場合は予算の範囲内で謝礼金を支払うことができる。

2 PR 大使に対しては、その活動に資するため、次に掲げるものを提供することができる。

(1) 名刺

(2) その他市長が必要と認めるもの

(庶務)

**第6条** PR 大使に関する庶務は、総合政策部地方創生課において処理する。

(その他)

**第7条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規定は、平成30年4月6日から施行する。